

みよし市完全週休2日制・週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における担い手の確保及び育成並びに労働環境改善に向けた意識向上を図るため、みよし市が発注する建設工事における完全週休2日制工事及び週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日制工事等の対象とする工事は、設計書の単価適用日が令和7年4月1日以降の全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 工事が現場条件に大きく制約される工事
- (2) 緊急性がある工事
- (3) 設計金額が200万円以下の工事
- (4) 次条第1号アに規定する対象期間がおおむね14日未満の工事

(形式)

第3条 週休2日制工事等の形式は、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日

完全週休2日とは、次の対象期間において、休工対象日に休工（巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。以下同じ。）を実施することをいう。

ア 対象期間は、契約締結日の翌日（当該日が閉庁日の場合は、契約締結日。以下同じ。）から工事完了日（完了届の提出日をいう。以下同じ。）までとし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除くものとする。この場合において、やむを得ず非対象期間を設定する場合は、必要最小限とするものとし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるように努めるものとする。

- (イ) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間（現場事務所等の設置及び測量は、この期間に含む。））
- (ロ) 後片付け期間（施工完了日の翌日から工事完了日までの期間）
- (ハ) 夏季休暇（3日間）
- (ニ) 年末年始休暇（6日間）
- (ホ) 工場製作のみの期間
- (ヘ) 工事全体を一時中止している期間
- (コ) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件、地元条件、災害対応等、受注者の責に

よらず週 6 日以上の現場作業を余儀なくされる期間)

イ 休工対象日は、原則、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。この場合において、地元条件により、日曜日又は土曜日に作業を行い、同一週（日曜日の場合はその直後の月曜日から金曜日まで、土曜日の場合はその直前の月曜日から金曜日まで）のいずれかの日に振替休工を取得した場合は、休工と認めるものとする。

(2) 月単位の週休 2 日

月単位の週休 2 日とは、次の対象期間において、休工対象日に休工を実施することをいう。

ア 対象期間は前号アに掲げる期間とする。

イ 休工対象日は休工の曜日又は理由にかかわらず休工とした日とし、対象期間の属する全ての月ごとにおいて28.5%（4週8休）以上の日数とする。この場合において、暦上の休日の休工では28.5%に満たない月は、その月の休日の合計日数以上の休工を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなすこととし、降雨、積雪等による予定外の閉所日についても、休工の日数に含めるものとする。

(3) 通期の週休 2 日

通期の週休 2 日とは、次の対象期間において、休工対象日に休工を実施することをいう。

ア 対象期間は第 1 号アに掲げる期間とする。

イ 休工対象日は休工の曜日又は理由にかかわらず休工とした日とし、対象期間の全日数の28.5%（4週8休）以上の日数とする。この場合において、降雨、積雪等による予定外の閉所日についても、休工の日数に含めるものとする。

（取組内容）

第 4 条 週休 2 日制工事等の取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、入札公告及び特記仕様書に週休 2 日制工事等である旨を明示する。
- (2) 発注者は、工事の名称の末尾に「(週休 2 日)」と付記する。
- (3) 受注者は、当初施工計画書に休工取得計画表（様式第 1 号）を添付して発注者に提出する。
- (4) 受注者は、各月の休工の取得状況を翌月 5 日までに休工実績報告書（毎月報告用）（様式第 2 号）（工事完了日の属する月にあつては、工事完了日までに休工実績報告書（工期末報告用）（様式第 3 号））を発注者に提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (5) 受注者は、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告することとする。
- (6) 受注者は、下請業者に対し週休 2 日制工事等の取組の旨を伝え協力を依頼する。

(7) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査及びヒアリング調査を行う場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(8) 受注者は、通期の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評価)

第5条 発注者は、第3条第1号アの対象期間に対する休工割合が28.5%（4週8休）以上の場合には、当該工事の工事成績評価の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等 7. その他」において加点評価する。

2 前項の場合において、対象期間内の休工取得率が28.5（4週8休）%未満の場合であっても、工事成績評価の減点を行わない。

(取組証の発行)

第6条 発注者は、前条第1項の規定により工事成績評価において加点評価した場合で、受注者が希望する場合は、工事目的物の引き渡し後速やかに週休2日制工事等取組証（様式第4号）を発行するものとする。

(積算及び変更方法)

第7条 発注者は、対象工事の当初設計において、月単位の週休2日の達成を前提とした経費の補正を行うものとする。

2 発注者は第4条第4号の規定による休工状況の確認後、休工割合の適用区分が月単位の週休2日に満たない場合は、休工割合の適用区分に応じて補正分を減額するものとする。

3 経費の補正は、次のとおりとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査・設計等、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

(1) 公共建築工事積算基準を適用しない工事

次の表に掲げる経費に同表の休工割合の適用区分に応じた補正係数を乗じて行う。

休工割合の適用区分	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日未満 (補正なし)
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費（賃料）	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00
土木工事市場単価	補正対象及び補正係数は別表第1第1号による		1.00
土木工事標準単価	補正対象及び補正係数は別表第1第2号による		1.00
下水道工事市場単価	補正対象及び補正係数は別表第1第3号による		1.00

(2) 公共建築工事積算基準を適用する工事

ア 次の表に掲げる経費に同表の休工割合の適用区分に応じた補正係数を乗じて行う。

休工割合の適用区分	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日未満 (補正なし)
労務費	1.04	1.02	1.00

イ 市場単価及び補正市場単価は、別表第2第1号から第3号までの表に定める補正率を用いた次の式により補正する。

(ア) 新営工事

a 市場単価 × 新営補正率

b 補正市場単価 × 新営補正率

(イ) 全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）

a 市場単価 × 新営補正率

b 補正市場単価 × 新営補正率

(ロ) 執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）

a 市場単価 × 改修補正率

b 補正市場単価 × 改修補正率

ウ 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を別表第2第1号から第3号までの表に定める補正率を用いた次の式により補正する。

(ア) 新営工事又は全館無人改修 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

(イ) 執務並行改修 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前のみよし市完全週休2日制・週休2日制工事実施要領の規定に基づいて作成されている休工取得計画表その他の用紙は、改正後のみよし市完全週休2日制・週休2日制工事実施要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、令和7年 6月 1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

(1) 土木工事市場単価の補正係数の設定

名称	区分	補正係数	
		通期の週休2日	月単位の週休2日
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

(2) 土木工事標準単価の補正係数の設定

名称	区分	補正係数	
		通期の週休 2 日	月単位の週休 2 日
区画線工		1. 02	1. 04
高視認性区画線工		1. 02	1. 04
橋梁塗装工		1. 01	1. 03
構造物とりこわし工	機械	1. 02	1. 03
	人力	1. 02	1. 04
コンクリートブロック積工		1. 02	1. 04
排水構造物工		1. 02	1. 04
鋼製排水溝設置工		1. 02	1. 04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1. 01	1. 02
	高所作業車	1. 01	1. 02
表面含浸工	固定足場	1. 02	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 04
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 02	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1. 02	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 04
漏水対策材設置工	固定足場	1. 02	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 04
防草シート設置工		1. 01	1. 03
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1. 01	1. 02
	高所作業車	1. 01	1. 01
塗膜除去工		1. 02	1. 04
バキュームブラスト工		1. 01	1. 01
道路反射鏡設置工	設置	1. 00	1. 01
	除去	1. 02	1. 04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1. 02	1. 04
機械式継手工		1. 02	1. 04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 02	1. 03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1. 01	1. 01
FRP製格子状パネル設置工		1. 00	1. 00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1. 02	1. 04
支承金属溶射工		1. 02	1. 04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1. 02	1. 03

(3) 下水道工事市場単価の補正係数の設定

名称	規格・仕様	補正係数	
		通期の週休 2 日	月単位の週休 2 日
硬質塩化ビニル管設置工		1. 01	1. 02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1. 01	1. 02
砂基礎工	人力施工	1. 02	1. 04
	機械施工	1. 02	1. 04
碎石基礎工	人力施工	1. 02	1. 04
	機械施工	1. 02	1. 04
組立マンホール設置工		1. 02	1. 03
小型マンホール工		1. 00	1. 01
取付管及びます設置工	ます設置工	1. 00	1. 01
	取付管布設及び支管取付工	1. 01	1. 02

別表第2（第7条関係）

(1) 建築工事の補正率

工種	摘要※	通期の週休2日		月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
土工事		1.01	1.01	1.02	1.02
地業工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
鉄筋工事		1.01	1.01	1.03	1.03
コンクリート工事		1.01	1.01	1.03	1.03
型枠工事		1.01	1.01	1.03	1.03
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02	1.03	1.03
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
防水工事	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14	1.03	1.16
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
木工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.02	1.10
	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01	1.03	1.03
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16	1.03	1.17
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10	1.02	1.11
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16	1.03	1.18
建具	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.15	1.03	1.17
	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事	市場単価	1.01	1.13	1.03	1.14
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価

「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

(2) 電気設備工事の補正率

工種	摘要※	通期の週休2日		月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.01	1.19	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18	1.03	1.20
	プルボックス	1.01	1.13	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14	1.02	1.16
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15	1.02	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.03	1.19
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01	1.02	1.02

(3) 機械設備工事の補正率

工種	摘要※	通期の週休2日		月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24